

**区役所での****引っ越し  
手続き**

引っ越しをするときは、下表の手続きが必要になります。ご不明な点は、担当課に電話でご確認ください（表中の★は手続きに必要なもの。○内の数字は北区役所の窓口番号です）。手続き一覧を戸籍住民課で用意しています。

また、駐車台数には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。なお、夜間の受付時間の臨時延長を行います。詳しくは本誌31ページをご覧ください。

詳細：北区役所各担当課 ☎757-2400（代表）

項目	窓口	札幌市から市外への引っ越し	札幌市内での引っ越し	詳細
住所変更 (住民票)	1階 ⑤	引っ越し前に、 <b>転出届</b> を提出。引っ越し先の市町村で住み始めてから14日以内に手続き。★届け出人の本人確認書類（健康保険証・免許証など）	住み始めてから14日以内に、引っ越し先の区役所で <b>転入・転居届</b> を提出※1。★届け出人の本人確認書類（健康保険証・免許証など）	戸籍 住民 課
印鑑登録		転出した日に <b>転出届</b> により自動的に登録抹消。必要な方は、引っ越し先の市町村で新たに手続き。	登録している方はそのまま継続。 <b>転入・転居届</b> により、自動的に新住所に変わります。	
転校 (小・中学校)		在学していた学校から在学証明書を発行してもらい、引っ越し先の市町村で手続き。	在学していた学校から在学証明書を発行してもらい、引っ越し先の区役所で手続き（入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校へ提出してください）。	
国民健康保険 介護保険	1階 ⑨	引っ越し前に脱退手続き。介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお渡します。引っ越し先の市町村で加入する方は、住み始めてから14日以内に加入手続き。 ★健康保険証★介護保険証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。 ★健康保険証★介護保険証	保 険 年 金 課
国民年金	加入者 ※2	引っ越し先の市町村で、手続きについてご確認ください。	<b>転入・転居届</b> により、自動的に新住所に変わります。	
	受給者	引っ越し先の住所地を管轄する社会保険事務所へ住所の変更手続きが必要です。詳細は、新住所地の国民年金担当窓口にお問い合わせください。		
児童手当	1階 ⑭	引っ越し前に、消滅手続き。引っ越し先の市町村で新たに手続き。★印鑑	<b>転入・転居届</b> により、自動的に新住所に変わります。	保 健 福 祉 サ ー ビ ス 課
児童扶養手当 特別児童扶養手当		引っ越し先の市町村で、住所変更手続き。 ★手当証書	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。 ★手当証書	
医療助成		引っ越し前に、喪失届を提出。引っ越し先の市町村で新たに手続き。★受給者証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。 ★受給者証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	2階 ⑧	引っ越し先の市町村で新たに手続き。 ★印鑑	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。 ★印鑑★身体障害者手帳または療育手帳 ★振込先変更の場合は預金通帳	課 税 課
身体障害者手帳 療育手帳		手帳はそのまま使えますが、引っ越し先の市町村で、住所変更手続き。★身体障害者手帳または療育手帳	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。 ★身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳・福祉パス・ タクシー利用券 自動車燃料助成券	2階 ⑨	それぞれ返還してください。★敬老手帳★福祉パス★タクシー利用券★自動車燃料助成券	そのまま使えます。敬老手帳の住所はご自分で書き換えてください。	
原動機付自転車 (125cc以下)	2階 ④	引っ越し前に、廃車届を提出。引っ越し先の市町村で新たに登録手続き。★印鑑★標識交付証明書★本人確認書類（健康保険証・免許証など）★ナンバープレート	<b>転入・転居届</b> により、自動的に新住所に変わります。	
個人市民税	2階 ⑤	<b>転出届</b> により、自動的に新住所に変わります。		
固定資産税	2階 ①			

※1 新住所の住居表示番号(○番○号)または番地(○番地○)、アパート・マンションの名称、部屋番号を確認してから手続きしてください。

※2 第1号被保険者・任意加入者の方。第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通じて行います。

※各施設の所在地・電話番号は「きた4ページ」をご覧ください。